

- ◆憲法に新設ねらう「緊急事態条項」
- ◆賃金底上げはなぜ大事?
- ◆新春宣伝行動
- ◆原発輸出に前のめりでいいのか
- ◆加盟組合紹介: 年金者組合長支部

2016年国民春闘

戦争法必ず廃止

暮らしをまもる

憲法をまもるかす2つの共同を

- ◆2016年春闘では、「平和」「暮らし」を守る労働組合の運動が大切です。
- ◆安倍首相は1月4日の年頭記者会見で、「憲法改正」を参院選の争点にするとしました。そして、テロへの不安に便乗し、憲法9条改定にむけた明文改憲の突破口として、「緊急事態条項」の創設をねらっています。
- ◆信濃毎日新聞(1/5)は社説で、「改憲へのギアを入れた」と「改憲の動きに危機感をもちたい」としました。
- ◆「緊急事態条項」(下記参照)創設は、「戒厳令」「独裁国家」そのものです。

これが、憲法に新設をねらう「緊急事態条項」

「自民党改憲草案」より



第九章 緊急事態

…線は長野労連

(緊急事態の宣言)

第九十八条 内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害その他の法律で定める緊急事態において、特に必要があると認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、緊急事態の宣言を発することができる。

2 緊急事態の宣言は、法律の定めるところにより、事前又は事後に国会の承認を得なければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の場合において不承認の議決があつたとき、国会が緊急事態の宣言を解除すべき旨を議決したとき、又は事態の推移により当該宣言を継続する必要がないと認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、当該宣言を速やかに解除しなければならない。また、百日を超えて緊急事態の宣言を継続しようとするときは、百日を超えらるるごとに、事前に国会の承認を得なければならない。

4 第二項及び前項後段の国会の承認については、第六十条第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日以内」とあるのは、「五日以内」と

読み替えるものとする。

(緊急事態の宣言の効果)

第九十九条 緊急事態の宣言が発せられたときは、法律の定めるところにより、内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定することができるほか、内閣総理大臣は財政上必要な支出その他の処分を行い、地方自治体の長に対して必要な指示をすることができる。

2 前項の政令の制定及び処分については、法律の定めるところにより、事後に国会の承認を得なければならない。

3 緊急事態の宣言が発せられた場合には、何人も、法律の定めるところにより、当該宣言に係る事態において国民の生命、身体及び財産を守るために行われる措置に関して発せられる国その他公の機関の指示に従わなければならない。この場合においても、第十四条、第十八条、第十九条、第二十一条その他の基本的な権利に関する規定は、最大限に尊重されなければならない。

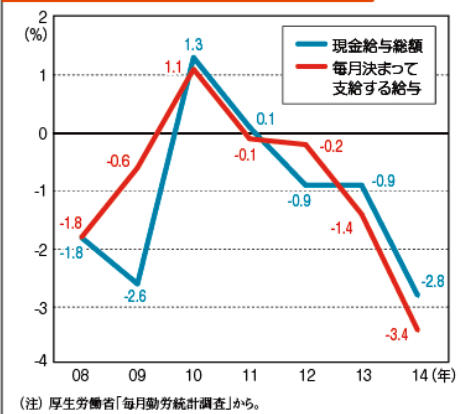
4 緊急事態の宣言が発せられた場合においては、法律の定めるところにより、その宣言が効力を有する期間、衆議院は解散されないものとし、両議院の議員の任期及びその選挙期日の特例を設けることができる。

賃金底上げはなぜ大事？

最低賃金など最低規制＝「底」はあってもその水準が低すぎるため、ワーキングプアやまともに生活できない人が増えています。収入の低い人が増えれば消費が冷え込み、税収も減ります。地域を元気にするためには、賃金の底上げは欠かせません。制度としての最低賃金の引き上げ、公契約の適正化、公務賃金の改善、中小企業支援・振興の拡充などをすすめることが求められます。

“地域・職場から時給 1000 円未満で働く労働者をなくす” 取り組みとして、労働組合と市民が力を合わせて、キャンペーンや経営者との懇談などを重ねて、その実現を目指します。

下がり続ける実質賃金 対前年比



2016 新春宣伝行動

1月7日(木)、長野駅前で2016年新春宣伝行動を20人超の参加で行いました。

あいさつに立った長野労連大矢議長(写真)は、「戦争する国づくり」と「世界で一番企業が活動

しやすい国づくり」の二つの国づくりを進める安倍暴走政権にストップをかけ、労働者・国民が安心して働き暮らせる社会に変えようと、力強く訴えました。

要求実現のために、みんなで力を合わせましょう。



原発事故を起こした日本が「原発輸出」前のめりではないのか

日本とインドは、昨年12月、日本からインドへの原発輸出を可能にする原子力協定締結に原則合意しました。安倍政権は、原発輸出のトップセールスを旺盛に続けていますが、今回のインドは、核不拡散条約(NPT)未加盟の核保有国です。唯一の被爆国である日本からの原発輸出が、結果としてインドの核兵器開発につながるおそれもあります。

福島原発事故も収束していないのに、国内の原発推進勢力の要請に応じて、安倍政権が原発輸出に前のめりになることは決して認められません。「原発輸出ノー、原発再稼働ノー」の声を上げ、国民の力で「原発ゼロ」の日本へ変えましょう。

「JMIU大新土木支部」裁判 勝利！

5年間のたたかいお疲れ様でした。1月18日に開催する、長野労連評議員会で詳しく報告します。

加盟組合紹介

年金者組合長水支部

★年金問題は、すべての世代の大問題

年金者組合は、2015年6月19日、「年金引き下げは憲法違反」と長野地裁へ提訴しました。社会保障の改善で、要支援は介護保険から外され、介護保険料も高くなり、医療費も高くなっていきます。こんな状況の中で年金が減額されてしまえば、憲法が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」が送れなくなります。

定年後に受け取る年金が少なく生活に困る高齢者が沢山います。厚労省の推計で低年金者は1200万人、年金が減額されることがこれらの人々にとつてどんなに痛手になるか。にもかかわらず、国はマクロ経済スライドを適用して毎年年金を減らしていこうとしています。年金問題は若い世代にとつてより深刻な問題です。もはや老後の生活は保障されない低年金になります。私たちは、それは許せないこととして訴訟に踏み切ったのです。

裁判は、国が移送を申し立て、原告は裁判を受ける権利の侵害と主張、国の申し立てを却下するよう要請書を長野地裁へ提出しました。

執行委員 榎原計彦